恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十一号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第四項、第十七条第二項及び第八項並びに第二十四条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十条）
第二章　経過措置（第十一条）
附則

第一章　関係政令の整備

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令

第一条を次のように改める。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第一条　独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十三条第一項又は第三項に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十六条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一　法第十六条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2　前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第二条第一項中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）」を「機構」に、「第十五条第一項」を「第十六条第三項」に、「当該事業年度」を「当該期間最後の事業年度」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

第三条から第十三条までを次のように改める。

（国庫納付金の納付期限）

第三条　国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する勘定等）

第四条　国庫納付金については、法第十六条第三項に規定する残余の額を政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額に応じて按分（あんぶん）した額を、それぞれ政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定に帰属させるものとする。

2　前項に規定する出資金の額は、法第十六条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資の額の減少があったときは、当該減少のあった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該減少した出資の額に乗じて得た額を、それぞれ減じた額）とする。

（借換えの対象となる長期借入金又は機構債券等）

第五条　法第十七条第二項本文の政令で定める長期借入金又は独立行政法人地域医療機能推進機構債券（以下「機構債券」という。）は、同条第一項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十七条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の厚生労働省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。